

桑名市建築審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桑名市建築審査会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人以内とする。

2 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴をする上での手続)

第3条 傍聴希望者の受付は、建築審査会開催予定時刻の30分前から開始し、15分前までとし、先着順により決定する。

2 傍聴人は、受付で傍聴券(別紙様式1)を受け取り、傍聴受付簿(別紙様式2)に所要事項を記入し、「傍聴に関する注意事項」を受け取り、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 1 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- 2 酒気を帯びている者
- 3 ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- 4 はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- 5 ラジオ・拡声器・無線器・マイク・録音器・写真機の類を所持している者。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。
- 6 前各号に掲げる者のほか、議長が、会議を傍聴させることが不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 1 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 3 飲食、喫煙等をしないこと。
- 4 みだりに席を離れないこと。
- 5 携帯電話等の使用をしないこと。
- 6 その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 当日配布した資料は、建築審査会終了後、係員に返却すること。

(撮影、録音の禁止)

第6条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(議長等の指示)

第7条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、すみやかに退場しなければならない。

- 1 議長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 2 傍聴人がこの要領に違反し、議長が退場を命じたとき。

傍聴に関する注意事項

< 傍聴をすることができない者 >

- 1 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- 2 酒気を帯びている者
- 3 ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- 4 はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- 5 ラジオ・拡声器・無線器・マイク・録音器・写真機の類を所持している者。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。
- 6 1～5に掲げる者以外に、議長が、会議を傍聴させることが不相当と認める者

< 傍聴人の守るべき事項 >

傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 1 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 3 飲食、喫煙等をしないこと。
- 4 みだりに席を離れないこと。
- 5 携帯電話等の使用をしないこと。
- 6 その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 当日配布した資料は、建築審査会終了後、係員に返却すること。

< 撮影、録音の禁止 >

傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。
ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

< 議長等の指示 >

議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

< 傍聴人の退場 >

傍聴人は、次の場合には、すみやかに退場しなければならない。

- 1 議長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 2 傍聴人がこの要領に違反し、議長が退場を命じたとき。